## 新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザによる出席停止について

新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザにつきましては、学校保健安全法により学校感染症として、学校における感染拡大防止のために出席停止の基準が定められております。

学校感染症に罹患された場合は、医師の登校許可が出るまで登校できません。 出席停止の期間は欠席扱い にはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養してください。

感染の恐れがなくなり登校が可能になりましたら、ご家庭で保護者の方が下記の「登校許可について」に 医師の診断結果および指示内容を記入の上、学校に提出してください。

なお、上記以外の学校感染症につきましては従来通り、医師の意見書が必要となりますので、担任までご連絡ください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
	急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、
	新型インフルエンザ等感染症(新型・再興型コロナウイルス感染症を含む)
第二種	インフルエンザ(季節性インフルエンザ)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核
	髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、
	その他感染症

### 【参考】出席停止期間の基準

第1種:治癒するまで

#### 第2種

- 1) インフルエンザ:発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- 2) 流行性耳下腺炎: 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 3) 風しん: 発しんが消失するまで
- 4) 麻しん : 解熱後3日を経過するまで
- 5) 水 痘: すべての発しんが痂皮化するまで
- 6) 百日咳 : 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 但し、症状により学校医又はその他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めた時はこの限りでない。

# 登校許可について

大阪府立場	思丁科语	第二字 学	校長	様
/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7 <b>^</b>	il 국士	IXIX	7X

年 組 名前

医師の指示により下記の期間、療養し、感染のおそれがなく治癒したので、報告します。

1) 病名 新型コロナウイルス感染症 ・ 季節性インフルエンザ (どちらかに〇をつけてください)

2) 受診医療機関名:

3) 受診・診断日 : 月 日( )

4) 出席停止の期間: 月 日( ) から 月 日( ) まで

令和 年 月 日

保護者名 印

大阪府立堺工科高等学校 学 校 長

# 学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法の 規定により、出席停止の措置をとることができます。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養するとともに、感染予防のため友人等との接触をさけてください。

なお、感染の恐れがなくなり登校できるようになりましたら医師の所見書を学校に提出してください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)		
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核 髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他感染症		

### 【参考】出席停止期間の基準

- 1) インフルエンザ : 発症した後5 日を経過し、かつ、解熱した後2 日を経過するまで
- 2) 流行性耳下腺炎: 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 3) 風しん: 発しんが消失するまで
- 4) 麻しん: 解熱後3日を経過するまで
- 5) 水痘: すべての発しんが痂皮化するまで
- 6) 百日咳: 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 但し、症状により学校医又はその他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めた時はこの限りでない。

··············

## 登校許可について

大阪府立堺工科高等学校長様

年 組名前

- 1)病名
- 2) 出席を停止した期間: 月 日( ) から 月 日( ) まで

上記の者、加療中のところ感染のおそれなきまでに治癒したので、登校して差し支えないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名 医 師 名

印